

計測展 2024 OSAKA 出展規約

■ 規約の履行：

グランキューブ大阪にて開催される「計測展 2024 OSAKA（以下、本展示会）」において展示・セミナー等を行う企業・団体等（以下、出展者という）は、以下に記載する各規定、および主催者から提示される「出展マニュアル」に記載する各規定を遵守しなければなりません。

これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができますものとします。

その際、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害について、主催者は一切補償しないととも、主催者に損害があった場合には出展者にその全額を賠償していただきます。

■ 出展資格：

出展者は、主催者が定める本展示会の主旨に沿う製品、サービス等を提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が本展示会の主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

■ 出展者名：

出展申込フォームに記入された出展者名は、本展示会の告知広告、公式ウェブサイト、公式ガイド等に掲載される場合がありますので、必ず正式社名、または団体名をご記入ください。

■ 展示小間数・位置、およびセミナー実施日時の決定：

原則として、出展申込いただいた小間数を確保しますが、出展申込締切後、最終小間数について調整する場合があります。また、展示小間位置は出展申込日時順に、小間位置選定会にて選定いただきます。なお、セミナー実施日時は、出展申込日時等を考慮のうえ主催者が決定し、出展者説明会で発表いたします。

■ 出展契約の成立：

出展者が出展申込フォームを提出し、主催者が申込内容を確認した後、【出展申込受理通知】をメールで発行します。これをもって、展示会出展契約の締結が完了いたします。

■ 出展料金の支払い：

出展者は、請求書に記載された期日までに、請求された出展料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。原則、前納制となります。支払期日までに出展料金のお振込が確認できない場合は、出展契約は解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者はその全損害を賠償するものとします。出展料金は、展示小間、セミナー枠および申込内容すべての対価となります。出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費、インターネット回線費等の諸費用が発生する場合があります、それらについては全額出展者の負担となります。

■ 出展契約の解約：

出展申込後の解約・小間数削減は、認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合は、解約・削減を認め、次の解約料を申し受けます。

- ・ 2024年6月1日（土）から6月29日（土）まで：出展料の50%
- ・ 2024年6月30日（日）以降：出展料の100%

※解約料を超える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。

※解約料は、請求書に記載された期日までに主催者指定の銀行口座へ振り込むものとします。

■ 転貸の禁止：

出展者は、主催者の許可なく契約小間の全部または一部を他社へ譲渡・貸与・交換等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。

■ 展示会の延期・変更・中止：

- ・主催者は、社会情勢、天災、事故、各種感染症、その他不可抗力（以下、不可抗力とする）により、展示会の開催が不可能または困難であると判断した場合、会期の変更、中断もしくは開催を中止することがあります。主催者は、これによって生じる一切の責任は負わないものとします。
- ・会期前に、不可抗力により全日程開催中止とした場合、出展料からそれまでにかかった経費を差し引き、返却します。
- ・会期中に、不可抗力により開催期間、開催時間を短縮した場合、または開催を中止した場合、出展料等は返却しません。

本規約において、不可抗力には以下の各号が含まれるものとします。

- ①天災地変（地震、台風、暴風雨、津波、洪水、地すべり、落雷、爆発、火災等を含む）

- ②社会的混乱（戦争、テロ、敵対行為、内乱、暴動、市民騒擾等を含む）
- ③公権力による行為（法令・規則の制定改廃、政府機関の介入、行政命令、通商禁止等を含む）
- ④感染症・伝染病（各種細菌、各種ウィルス等を含む）の蔓延
- ⑤公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故等を含む）
- ⑥資材・資源不足（電気・ガス・水道の供給停止、石油の不足、原材料・資材の不足等を含む）
- ⑦為替、運賃等の変動・高騰
- ⑧労働争議（ストライキ、サボタージュ、ロックアウト等を含む）
- ⑨重要取引先の債務不履行（会場運営会社の破産・破綻等を含む）
- ⑩前各号の他、主催者の責に帰さない事象

■ 掲載内容に関する事項：

各出展者ページ等に各社が掲載した内容・コンテンツの著作権・肖像権は、当該出展者に帰属します。動画等を掲載する場合や、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権・肖像権に対する処理をお願いします(自社で権利を持つコンテンツで、すでに別途権利処理済みのもの等は不要)。著作権についての詳細は、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)等にお問い合わせください。

なお、主催者は本展示会の広報活動・企画のため、出展者が提出した内容・コンテンツを、計測展 2024 OSAKA サイト内に限り、掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。

第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含むが、これらに限らず、また外国における権利を含む)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。掲載する製品その他が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと主催者が判断した場合、その裁量により掲載を停止します。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。出展者は、掲載製品等がその他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して、主催者が行う調査に協力するものとします。

掲載製品等の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。製品等の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえ、他社に迷惑が及ばないように表示してください。主催者は、これに反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。この要請により生じた出展者の損害等に関して主催者は一切補償しません。なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

■ 損害賠償責任：

主催者は、理由の如何を問わず、出展者およびその関係者が本展示会へ出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。

また、出展者は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展者は自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は、本展示会における一切の制作物の中に生じた誤字・脱字等に関する責任を負わないものとします。

■ 搬入と搬出・撤去：

出展者は、主催者が提供する「出展マニュアル」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。主催者が規定に反すると判断した場合、主催者の指示により、出展者は小間装飾を変更・修正するものとします。

また出展者は、すべての展示品および装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」に規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者および関係者に損害が生じた場合、当該出展者は、それによって主催者および関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

期間内に、主催者からの指示に従わず、期間内に搬入・搬出を完了することができなかった場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

■ 小間装飾・展示規定：

出展者は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示および主催者が提供する「出展マニュアル」に従わなければなりません。

出展者は、自社の展示が近隣の出展者等の妨げにならないようにしなければなりません。万一、近隣の出展者とトラブル等があった場合には、主催者が「出展マニュアル」の規定をもとに妨害、違反の有無を判断し、出展者はこの判断に従うものとします。

■ 出展物の保護管理：

主催者は会場全般の管理保全にあたります。出展物の保護については、事務局で管理に留意しますが、万一、盗難その他の事故が起きた場合は、その責任を負いません。

出展者は、準備時間中および開催時間中自社小間内に常駐し、出展物の保護、管理の責任を負うものとします。

また、天災その他不可抗力による損傷、紛失、火災、盗難等の事故について、主催者はその責めを負いません。したがって、出展者は出展物保護にあたりとともに、保険を付す等の措置をとってください。

■ 禁止・制限事項：

- ・小間周辺の通路において、来場者を大量に滞留させるような行為はできません。
- ・自社小間外において、来場者の誘引、アンケート、抽選、チラシ・景品の配布等これに類する行為はできません。
- ・照明、音量・音質は他の出展者の迷惑にならないようご配慮ください。
- ・小間内において、説明または実演のために AV 機器を使用することができますが、スピーカは自社小間の外側に向けて配置することはできません。必ず自社小間内に向けて設置してください。

■ 安全の確保：

- ・出展者は、搬入・搬出、施工、実演等作業の全般について事故防止策を講じてください。出展者の行為により事故発生の場合は、当該出展者の責任において解決するものとします。
- ・消防法等、法令による展示規制に基づく、安全確保のための展示装飾の改修と費用は、出展者負担とします。
- ・展示・防災等主要事項については、出展者説明会にて配布の出展マニュアルに記載します。

■ 写真・ビデオ撮影：

本展示会における写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

出展者による会場内撮影は自社ブース以外禁止です。自社ブース内で撮影を行う場合にも、事務局への申請が必要です。自社ブース内で撮影をする場合は、来場者の顔等が映らないよう配慮してください。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。主催者は出展者に対し何ら責任を負わないものとします。

■ 知的財産権に関する展示物の保護：

新アイデアを利用した製品・サービス等については、展示会会期前（出展前）の時点における特許庁への出願をお勧めします。特許庁の「指定博覧会制度」は、特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年 6 月 8 日法律 63 号）により、廃止されました。

■ 個人情報の取り扱い：

出展者は、本展示会を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。

※主催者のプライバシーポリシー：<https://www.jemima.or.jp/policy/index.html> を参照してください。

また、主催者は運営・施工・電気等の委託会社には、業務上の理由で出展者の情報を提供します。ご了承ください。

■ その他：

- ・実施上の細部については、事務局の決定に基づき行います。詳細は、後日配布する「出展マニュアル」で明示します。
- ・本展示会は、保税展示場となっておりませんので、海外からの出展物は、内貨またはATA カルネ扱いの手続きをしてください。
- ・本規約は、主催者が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。変更内容は、本展示会公式ウェブサイト上、もしくはその他の方法で出展者に告知します。

2023 年 10 月 27 日制定

一般社団法人 日本電気計測器工業会